

会費見直しの概要説明資料

資料 2

見直しの考え方

協会の活動費用を以下の3つに分類し、費用と財源の関係を整理

A群：上場会社等監査に関する費用	⇒	新設会費で支弁
B群：主に公認会計士監査に関する費用	⇒	業務会費で支弁
C群：協会の基盤的活動に関する費用	⇒	普通会費で支弁

現 状

- ✓ C群の費用について、普通会費収入が不足
- ✓ 不足分を業務会費で補填する構造が継続

会費構造の歪みを是正し、会費体系の構造的整合性及び会員間の公平性を確保するとともに、協会の財政基盤の持続可能性を高めるため、会費制度の見直しを行う

具体的な改正内容

- ① 登録上場会社等監査人会費の新設
- ② 業務会費料率の見直し
- ③ 普通会費2,000円の増額（月額）

登録上場会社等監査人会費の新設

【会費金額】

区分 番号	監査証明業務に 係る売上高※	監査契約を締結している上 場会社等の数	会費（年額） （単位：千円）
1	400億円以上	500社以上	58,000
2		499社以下	47,000
3	40億円以上 400億円未満	150社以上	40,000
4		149社以下	25,000
5	40億円未満	60社以上	16,600
6		50社以上、59社以下	14,000
7		40社以上、49社以下	10,500
8		20社以上、39社以下	9,500
9		15社以上、19社以下	6,000
10		10社以上、14社以下	4,900
11		5社以上、9社以下	4,300
12		1社以上、4社以下	3,000
13		0社	500

※ 公認会計士法第34条の16の3に規定されている「説明書類」に記載の監査証明業務に係る売上高のことを言う。

- 2028年度から適用予定
- 経過措置として、会費負担額を以下のとおり段階的に増額することで想定（大手監査法人を除く）
 - ◆ 適用初年度：会費額の4分の1
 - ◆ 2年目：2分の1
 - ◆ 3年目：4分の3
 - ◆ 4年目以降：全額
- 新規参入者への軽減措置として、初めて区分番号12に該当することになった会員は、以下のとおり段階的に賦課することで想定
 - ◆ 適用初年度：1,000千円
 - ◆ 2年目：2,000千円

業務会費料率の見直し

【新料率】

監査事務所ごとの業務会費対象となる 監査報酬合計額	料率
10億円以下の額	1%
10億円超100億円以下の額	0.8%
100億円超200億円以下の額	0.6%
200億円超400億円以下の額	0.4%
400億円超700億円以下の額	0.2%
700億円超の額	0.1%

- 2027年度から適用予定

普通会費2,000円の増額（月額）

【会費金額】

- ✓ 普通会費を月額2,000円増額
- ✓ 月額6,000円 ⇒ 8,000円

- 2027年度から適用予定